

当初 変更

工事執行機関 41320 県中建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成30年12月4日
工事番号	18-41320-0367	工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（道路改良）	着工	平成30年12月4日
入札執行年月日	平成30年11月29日	発注種別	01 一般土木工事	完成	平成31年3月29日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道294号			予定価格	
工事箇所 自	須賀川市勢至堂地内			87,449,760	
至					
工事概要	道路改良 L=110.0m W=6(8)m 護岸工 A=1132.4m ²				

業者コード 業者名	落札者の住所			
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
100002190 (株) 赤羽組	須賀川市 長沼字鍛冶町10			
	(1) 80,000,000	(2)		
	(3)	(4)		86,400,000
100002194 (株) 榊原工業	(1) 80,250,000	(2)		
	(3)	(4)		
100002205 (株) 橋本組	(1) 80,200,000	(2)		
	(3)	(4)		
100002213 新道建設(株)	(1) 80,200,000	(2)		
	(3)	(4)		
100002217 只野建設(有)	(1) 80,350,000	(2)		
	(3)	(4)		
100002240 (株) 関根組	(1) 80,250,000	(2)		
	(3)	(4)		
100002257 (株) 横山建設	(1) 80,250,000	(2)		
	(3)	(4)		
100002260 (株) 八木沼組	(1)	(2)		
	(3)	(4)		辞退
100002268 松本建設工業(株)	(1) 80,150,000	(2)		
	(3)	(4)		
100002863 (株) 鈴幸建設	(1) 80,300,000	(2)		
	(3)	(4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

当初・変更

工事執行機関 41320 県中建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成30年12月4日
工事番号	18-41320-0367	工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（道路改良）	着工	平成30年12月4日
入札執行年月日	平成30年11月29日	発注種別	01 一般土木工事	完成	平成31年3月29日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道294号			予定価格	
工事箇所	須賀川市勢至堂地内			87,449,760	
至					
工事概要	道路改良 L=110.0m W=6(8)m 護岸工 A=1132.4m ²				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100003058 (株) あおい	(1)	80,100,000	(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回発注を行おうとする業務は、下記1の道路改良工事である。

この工事の契約に当たっては、下記2以下に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約にすることとしたい。

記

1 工事概要

- (1) 工事名 道路橋りょう整備（再復）工事（道路改良）
- (2) 路線名 国道294号
- (3) 箇所名 須賀川市勢至堂本地内

2 随意契約の理由

当該工事は、平成30年10月16日に道路路肩部路面の沈下が判明した箇所の対策のため、国道294号勢至堂工区の改築計画に基づく工事を緊急に行うものである。

現場は、河川側の擁壁の変状により道路路肩部路面に沈下が発生しているが、本箇所は河川の水衝部であり、今後の豪雨・出水でさらに変状が拡大する恐れがあるため、一刻も早い対策工事を実施し、民生の安定を確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、本工事を随意契約とする。

3 随意契約の相手方

見積りの相手方を選定した理由は、福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事（管内）の業者の中から、緊急に対応が可能で、現地に精通するなど、地域性、施工実績を勘案し選定したものである。